

「経済的支援に関する検討会」における提言（案）中間とりまとめについて

厚生労働省

第2 提言（案）

2 経済的支援の内容に関するもの

(1) 経済的支援の内容はいかにあるべきか

カウンセリング費用について

精神的被害に対して従来から実施されている療法は保険診療の適用対象となっているが、精神的被害により有効とされる療法については、その手厚い診療内容に見合った報酬となっていないとの指摘もある。

そのような療法について、診療内容に見合った評価が図られていくべきであり、犯罪被害者等に広くそのような療法が施されるためにも、診療手法の普及や効果の検証が進められるよう、対応可能な精神科医の増加を図るなどの取組を実施・強化する。

（理 由） 我が国の医療保険においては、医師が一定の計画の下に情緒・病状の改善や社会適応能力の向上に向けた治療を行うことを、精神的被害に対する療法として幅広く保険給付の対象としている。

そのため、従来から実施されている精神科療法は広く保険診療の適用対象となっており、「先進的な医療が保険診療の適用となるよう、その拡大に努める」という事例が想定されないことから、その趣旨が明確になるように記述することが適当であると思われる。

もっとも、実施されている精神科療法によっては、診療報酬の点数がその診療内容に見合ったものとなっていないとの御指摘もいただいているところであり、そのような場合には、診療報酬上の評価の充実を図るべく、診療報酬点数の引き上げ等の検討を行うことが考えられるものである。

診療報酬上の評価については、医療保険の保険者等を代表する委員、医療提供者を代表する委員及び公益委員の三者から構成される中央社会保険医療協議会において検討を行っている。その評価を見直す際には、当該診療手法が普及しており、保険診療として国民が広く利用できること（普及性）、当該治療方法が有効であること（有効性）、当該治療方法の実施に要するコスト、等のデータを踏まえて検討する必要があるため、関係学会等から、それらのデータの裏付けのある要望を厚生労働省に提出いただいた上で検討を行うこととしている。

上記の検討プロセスは、精神科療法においても同様であるため、その趣旨がわかるように記述することが適当であると思われる。